

「日本国憲法の原則から見た、介護保険改正の対処法」

平成27年8月吉日

甲府市介護保険をよくする会

代表 保坂 勢津子

2000年からはじまった介護保険制度も数回にわたる改正を経て15年目を迎えます、また年々膨らむ介護保険料の負担も大きく、市民生活への影響も大きくなっています、この8月より一定以上の所得のある方の利用者負担や負担の上限基準の見直し、施設サービスでの食費や部屋代など配偶者までを含んだ資産により判断されるなど、市民の負担は大きくなるばかりか、介護保険制度にはない、財産確認への同意書を求めるなど、国や市町村の対応には不可解な点が目立ちます。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と憲法第25条において定められています。

今回は日本国憲法の原則に照らし合わせながら、2015年の改正内容を検証し、どう対処するのか？損しない方法はあるのか？等について税理士さんから学ぶことにしました。介護職員も、利用者に役立つステキなアドバイスが得られるはずですので、ふるってご参加下さい。

- 日 時 平成27年10月3日（土）
- 受 付 13：30～
- 開 始 14：00～（終了は16：00を予定）
- 講 師 山本 大志 氏（らん共同事務所 税理士）
- 場 所 甲府市東部市民センター（甲府市和戸町955-1）
- 主 催 非営利団体 甲府市介護保険をよくする会



ホームページ <http://kofu-yokusurukai.com/>

電話・FAX 055-222-1388

※ 裏面の地図を参照して下さい。